

議案第2号

入間市手数料条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和3年1月27日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上に係る申請手数料等を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 入間市手数料条例の一部を改正する条例

入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表49の項金額の欄第4号及び50の項金額の欄第4号中「34の項」を「33の項」に改める。

別表53の項金額の欄第1号ウ中「55の項第1号ウ」を「次項第1号ウ」に、「31,000円」を「19,000円」に改め、同欄第2号ウ中「55の項第2号ウ」を「次項第2号ウ」に、「192,000円」を「145,000円」に改め、同号エ中「412,000円」を「317,000円」に改め、同号オ中「158,000円」を「118,000円」に改め、同欄第3号中「あつた」を「あつた」に、「34の項」を「33の項」に改める。

別表54の項金額の欄第1号ウ中「15,500円」を「9,500円」に改め、同欄第2号ウ中「96,000円」を「72,500円」に改め、同号エ中「206,000円」を「158,500円」に改め、同号オ中「79,000円」を「59,000円」に改め、同欄第3号中「あつた」を「あつた」に、「34の項」を「33の項」に改める。

別表中75の項を77の項とし、58の項から74の項までを二項ずつ繰り下げる。

別表57の項事務の種類欄中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項金額の欄第1号ウ中「31,000円」を「19,000円」に改め、同欄第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第

1号イに適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300㎡未満のもの 267,000円

床面積の合計が300㎡以上のもの 334,000円

(5) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第

1号ロに適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円

床面積の合計が300㎡以上のもの 130,000円

別表57の項を同表58の項とし、同項の次に次のように加える。

59	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更 に該当していることを証する書面の 交付の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更 該当証明書 交付申請手数料</p>	<p>(1) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>床面積の合計が300㎡未満のもの 5,500円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの 9,500円</p> <p>(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡未満のもの 133,500円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの 167,000円</p> <p>(3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡未満のもの 51,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの 65,000円</p>
----	--	--	--

別表56の項事務の種類欄中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項金

額の欄第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同欄第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合するもの 前項第3号に定める額に2分の1を乗じて得た額

(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するもの 前項第4号に定める額に2分の1を乗じて得た額

別表56の項金額の欄第5号中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「34の項」を「33の項」に改め、同項を同表57の項とする。

別表55の項事務の種類欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項」を「建築物省エネ法第34条第1項」に改め、同項金額の欄第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号イ中「(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)」を削り、「このイ、」を「このイ及び」に改め、同号ウ中「31,000円」を「19,000円」に改め、同欄第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300㎡未満のもの 267,000円

床面積の合計が300㎡以上のもの 334,000円

(4) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300㎡未満のもの 102,000円

床面積の合計が300㎡以上のもの 130,000円

別表55の項金額の欄第5号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「34の項」を「33の項」に改め、同項を同表56の項とする。

別表54の項の次に次のように加える。

55	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）</p> <p>第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>(1) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>床面積の合計（市長が別に定める算定方法によつて算定したものをいう。以下この項及び59の項において同じ。）が</p> <p>300㎡未満のもの 11,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの</p> <p>19,000円</p> <p>イ 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>床面積の合計が300㎡未満のもの</p> <p>5,500円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの</p> <p>9,500円</p> <p>(2) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合（(1)アに掲げる場合を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡未満のもの</p>
----	--	-----------------------------	---

			<p>267,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの</p> <p>334,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡未満のもの</p> <p>102,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの</p> <p>130,000円</p> <p>(3) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 ((1)イに掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡未満のもの</p> <p>133,500円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの</p> <p>167,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>床面積の合計が300㎡未満のもの</p> <p>51,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの</p> <p>65,000円</p>
--	--	--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。